

## 各種税証明書などの交付申請時には 身分証明書の提示をお願いします！

最近、第三者が本人になりすまし、虚偽の届け出や、各種証明書を不正に受け取ったり、悪用する事件が全国的に発生しており、社会問題となっています。

このことから、4月1日より税証明の発行に際しての本人確認を次のとおり強化します。

### 対象となる申請

- 所得証明書（全種類）
- 納税証明書（車検用を含む全種類）
- 固定資産関係証明書（全種類）
- 課税台帳・名寄帳の写し
- ※住宅用家屋証明書は対象外です。

市民の皆さまの所得や資産など個人情報保護と不正申請抑止のため、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。



## <本人確認のために窓口で提示していただく身分証明書の種類>

### 1点で確認できるもの

- ① 運転免許証
- ② 旅券（パスポート）
- ③ 住民基本台帳カード（写真付き）
- ④ 在留カード・特別永住者証明書
- ⑤ 船員手帳
- ⑥ 海技手帳
- ⑦ 小型船舶操縦免許証
- ⑧ 猟銃・空気銃所持許可証
- ⑨ 戦傷病者手帳
- ⑩ 宅地建物取引主任者証
- ⑪ 電気工事士免状
- ⑫ 無線従事者免許証
- ⑬ 認定電気工事従事者認定証
- ⑭ 特殊電気工事資格者認定証
- ⑮ 耐空検査員の証
- ⑯ 航空従事者技能証明書
- ⑰ 運航管理者技能検定合格証明書
- ⑱ 動力車操縦者運転免許証
- ⑲ 危険物取扱者免状
- ⑳ 教習資格認定証
- ㉑ 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- ㉒ 身体障害者手帳
- ㉓ 療育手帳
- ㉔ 国・地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書（公務員の身分証を除く）
- ㉕ 運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたもの）

### 2点で確認できるもの

- ① 国民健康保険、健康保険、長寿医療（後期高齢者医療）、船員保険、介護保険の被保険者証
- ② 共済組合員証
- ③ 国民年金手帳
- ④ 国民年金、厚生年金、船員保険にかかる年金証書
- ⑤ 共済年金、恩給の証書
- ⑥ 住民基本台帳カード（写真なし）
- ⑦ 交付申請書に押印した印鑑にかかる印鑑証明書
- ⑧ 学生証
- ⑨ 法人、公務員の身分証
- ⑩ 国・地方公共団体の機関が発行した資格証（左記に挙げる書類を除く）で写真付きのもの
- ⑪ 納税通知書

※⑧～⑪の場合は、①～⑦のいずれかと組み合わせるときのみ有効です。

これに伴い、申請様式が変わります。新様式および委任状（代理人申請の場合に必要）は、市のホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

問合せ先 税務課 市民税担当・資産税担当  
(内線233・234・235・236・237)

# 申告相談実施中です！

**と き** 3月15日(金)まで ※土・日を除く  
① 9:00～12:00 ② 13:00～16:00

**と ころ** 市民会館3階大会議室

**申告の対象**

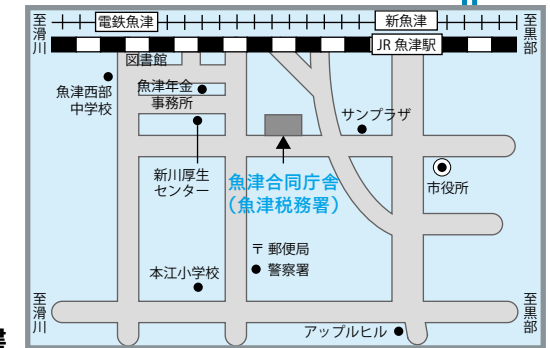
- 住民税（市・県民税）の申告
- 所得税（国税）の確定申告のうち
  - ① 給与や年金所得の申告
  - ② 医療費控除の申告
  - ③ 農業所得の申告
 など



※青色申告、損失申告、分離課税所得（収用以外）の申告をされる方や、初めて所得税の住宅ローン控除を申告される方は、**魚津税務署**で申告してください。

**申告に必要なもの**

- 印鑑（認め印） ● 申告書
- 収入を証明するもの
  - ① 給与 … 源泉徴収票
  - ② 年金 … 源泉徴収票
  - ③ 農業・営業・不動産 … 収支内訳書
  - ④ 日雇い・パートの賃金 … 支払明細書
- 控除を証明するもの
  - ① 国民年金などの社会保険料控除証明書
  - ② 生命保険料・個人年金保険料・地震保険料などの控除証明書
  - ③ 医療費の領収書
  - ④ 事業の経費を証明する領収書
- 還付申告の場合は、振込先金融機関が分かるもの（通帳など）



※申告相談会場は大変混雑しますので、ぜひ「e-Tax（電子申告）」をご利用ください。

e-Tax でデータ送信！  
または 書面で提出！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) 「確定申告書等作成コーナー」で!!

画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。  
作成したデータは、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」を利用して提出できるほか、印刷して書面で提出することもできます。  
※ e-Tax の利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

問合せ先 税務課 市民税担当 (内線233・234・237)